

はなまき荘指定訪問介護事業所

<サービス利用料金(一回あたり)>

令和3年4月1日現在

平常の時間帯(午前6時00分から午後6時30分)での料金は次のとおりです。

(1) 基本料金(※養護老人ホームはなまき荘入所者は、同一建物減算90%の対象となります。)

サービス提供区分	提供時間帯	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	
身 体 介 護	20分未満	昼間(8:00~17:59)	1,670円	167円	334円
		早朝、夜間(※)	2,090円	209円	418円
	20分以上30分未満	昼間(8:00~17:59)	2,500円	250円	500円
		早朝、夜間(※)	3,130円	313円	626円
	30分以上1時間未満	昼間(8:00~17:59)	3,960円	396円	792円
		早朝、夜間(※)	4,950円	495円	990円
1時間以上の場合、 30分を増すごとに	昼間(8:00~17:59)	1時間5,790円 に30分ごと 840円を加算	1時間579円に 30分ごと84円 を加算	1時間1,158円 に30分ごと 168円を加算	
	早朝、夜間(※)	1時間7,240円 に30分ごとに 1,050円を加算	1時間724円に 30分ごとに105 円を加算	1時間1,448円 に30分ごと 210円を加算	
生 活 援 助	20分以上45分未満	昼間(8:00~17:59)	1,830円	183円	366円
		早朝、夜間(※)	2,290円	229円	458円
	45分以上	昼間(8:00~17:59)	2,250円	225円	450円
		早朝、夜間(※)	2,810円	281円	562円

(※) 令和3年9月30日までは、一回当たりの利用者負担金額に1か月の利用回数に乗じた額に+0.1%
(小数点以下四捨五入。但し、一円未満となる場合は小数点以下切り上げ)加算となります。

(※) 早朝6:00~7:59、夜間18:00~21:59(但し、当事業所の営業時間は18:30までです。)

(2) 加算料金

	加算	利用料	利用者負担額		算定回数等
			1割	2割	
要 介 護 度 に よ る 区 分 な し	① 特定事業所加算	所定単位数 の10/100	左記の 1割	左記の 2割	1回当たり
	② 緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	200円	1回の要請に対して1回
	③ 初回加算	2,000円	200円	400円	初回のみ
	④ 生活機能向上連携加算	1,000円	100円	200円	初回の訪問介護が行われ た日の属する月以降3ヶ 月間、1月当たり
	⑤ 特別地域訪問介護加算	所定単位数 の15/100	左記の 1割	左記の 2割	1回当たり
	⑥ 中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	所定単位数 の5/100	左記の 1割	左記の 2割	1回当たり

⑦介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本料金に加算料金①～⑥までにより算定した料金の137/1000	左記の1割	左記の2割	1回当たり
⑧介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本料金に加算料金①～⑥までにより算定した料金の63/1000	左記の1割	左記の2割	1回当たり

※前記の金額については、円未満の端数処理上正確なものではありませんのでご注意ください。

☆サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。